

中小企業グループ 地域力向上支援

区内に事業所(事務所・店舗等)を有する中小企業者等が連携し、新しい経済活動の創出や、地域の賑わいを生み出す取組みをする場合に、経費の一部を補助します。

申請期間 令和5年4月14日(金) – 6月16日(金)

■対象者

「3社以上の事業者」かつ「3分の2以上は区内に事務所・店舗等を有する中小企業者で構成されたグループ」

※ 助成を受けるためには、採択審査(面接)で助成対象として採択される必要があります。

※ 申請状況に応じて、面接審査の前に書類審査を実施する場合があります。

※対象外となる場合

- ・税金の滞納がある場合(徴収の猶予が認められている場合は除く)
- ・暴力団関係者に該当する場合
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を営んでいる場合

■補助対象事業

項目	内容
新製品・新技術の開発	新たな製品・サービスをグループで共同開発する事業
情報化推進	事業者グループ内の事業者や関係者の業務効率化のためのアプリケーションシステムの開発や情報システムの設計、開発、稼働・運用テストなどを行う事業
新たな共同販促	顧客のつなぎ止めや新規顧客の開拓のため、事業者地域・業界等をPRする事業
地域の賑わいに資する事業	任意のエリア・業界において、地域コミュニティ機能の向上や事業者間連携を促すなど地域経済活性化の基盤を構築することを目的に実施する事業

■事業の流れ

※ 領収書・通帳の写し等は実績報告・助成金確定に必要なため、整理・保管を事業実施と同時並行で進めてください。

① 窓口相談	申請要件に該当するか、職員が確認。	④ 書類審査	申請状況に応じて、書類審査を実施。 ※実施した場合、結果は郵送で通知いたします。	⑦ 企業訪問 & 進捗報告	企業訪問&事業の遂行状況を書類にてご報告いただきます。
② 商工相談	専門家とヒアリングを実施します。	⑤ 面接審査 (7月予定)	面接による審査を実施。結果は郵送で通知いたします。 ※書類審査を実施した場合は、通過者のみ。	⑧ 実績報告	令和6年3月15日までに実績報告書類の不備がない状態で提出。
③ 助成金申請 郵送(必着) または持参	令和5年6月16日までに申請書類の不備がない状態で提出。	⑥ 補助決定		⑨ 補助金交付	実績報告内容の審査が終わり次第、 グループ代表さまの口座 にお振込みいたします。

■ **補助対象経費** ※令和5年4月1日(土)～令和6年2月29日(木)に支出が完了するものが対象です。

	経費区分	対象経費 ※消費税は対象外です
補助限度額 100万円 補助率 対象経費の 1/2以内	人件費	事業遂行に必要な業務・事務を補助するために補助事業期間中に臨時的に雇用するアルバイト代など
	広告宣伝費	パンフレット・チラシ等の製作費、広告費
	リース料	事業遂行に直接必要な機器・設備等のリース料・レンタル料
	開発費	新商品の試作品や包装パッケージの試作開発に伴う原材料・設計・デザイン・製造・改良などの経費
	展示会出展費	新商品等を展示会等に出展する際の経費
	備品費	業務の遂行に必要な備品(機器等)の購入に要する経費 ※10万円以上のものに限る
	委託費	業務の遂行に必要な業務の一部を第三者に委託する経費
	店舗改装費	業務の遂行に必要な店舗等の改装にかかる経費
	その他経費	業務の遂行に必要な許認可・保険にかかる経費

■ **申請時 提出書類**

1	台東区内に事務所・店舗等を有することが確認できる書類(台東区の構成員分) 【例】 登記簿謄本の写し(法人)【発行後3か月以内のもの】／開業届の写し(個人事業主)
2	所定申請用紙(4点)※台東区役所のウェブサイトよりダウンロードしてください 一. 補助金交付申請書(第1号様式) 三. 事業収支計画書(第1号様式 別紙2) 二. 事業計画書(第1号様式 別紙1) 四. 誓約書(全ての構成員分、ご提出ください)
3	事業収支計画書に計上した経費の金額の根拠が分かるもの(見積書など)
4	【補足資料が必要な場合のみ】 申請事業の補足資料(A4サイズ 片面5ページ以内)

■ **留意点**

【申請等について】

- ・ 国や都など、他機関が実施している同種の助成事業と重複して助成を受けることはできません。
- ・ 新製品新技術開発支援、新販路開拓支援、アトリエ・店舗出店支援と重複して助成を受けることはできません。
- ・ 親会社・子会社・グループ企業等関連会社との取引は対象となりません。
- ・ 一般的な市場価格容に対して著しく高額な場合は対象となりません。

【助成決定後について】

- ・ 企業情報サイト「たいとう企業ナビ」への登録をしていただきます。
- ・ 区広報、事業団ホームページ等で企業名・所在地・事業内容等を公開します。
- ・ 事業団の職員が訪問し、事業の遂行状況等をお聴きします。
- ・ 翌年度から3年間(年1回)事業の遂行状況報告書を提出していただきます。

お問合せ・お申込み先

台東区文化産業観光部産業振興課「中小企業グループ地域力向上支援」事業担当

〒111-0056 台東区小島2-9-18 台東区中小企業振興センター内

TEL 03-5829-4124 FAX 03-5829-4127

受付時間

月曜日～金曜日(祝日・年末年始除く)

8時30分～17時15分

URL https://www.city.taito.lg.jp/bunka_kanko/jigyokeiei/jigyoudan/jyosei/group.html

